

第7回 不完全な意思表示(1)－心裡留保・虚偽表示

2013/05/02

松岡 久和

法律行為・意思表示の解釈まで再掲載

- 3-5 意思表示の受領能力（98条の2）
 - ・未成年者・成年被後見人には受領能力なし→不到達
もともと、法定代理人がその意思表示を知れば到達したものと主張可
 - ・被保佐人・被補助人には受領能力有→到達
 - ・対話者間でも言葉がその場で通じない場合は、了知の具体的可能性が問題になりうる
- 3-6 相手方やその所在が不明の場合－公示による意思表示（98条）

【法律行為・意思表示の解釈】（E112-115頁、佐67-76頁）

- 1 解釈の必要性
 - ・有効解釈の原則／解釈によっても内容が確定できない法律行為は無効。
- 2 契約解釈の方針や基準
 - 2-1 狭義の解釈
 - ・客観的解釈説 vs 付与意味基準説 ←表示主義 vs 意思主義の反映
両者は当事者意思の探求を例外視するか原則視するかで異なる。付与意味基準説では、当事者意思が合致している場合には、表示の客観的意味によって両当事者の望んでいない効果への拘束を認めるべきでないとする。
 - 2-2 補充的契約解釈と任意規定の適用

Case 6-3 レストランで会食をしたYは、持ち合わせがないことに気づき、友人Xから1万円を借りたが、いつ返還するかについて何も定めなかった。次の場合、Xはいつの時点でYから返還を請求できるか。

- 1) Yが「財布を忘れた」と述べたのを聞いて貸してやった場合
- 2) Yが「今月はピンチだ」と述べたのを聞いて貸してやった場合
- 3) Yが何も言わずXも何も聞かずに貸してやった場合（加藤雅1第2版202-203頁より）

Case 6-4 X医師とY医師は診療所を交換する契約を結んだが、9か月後にY医師は新しい場所が気に入らず以前の開業場所付近に新しい診療所を建てた。XはYに対して、付近での営業を差し止めることができるか（ケッツ223-225頁より）。

- ・当事者の意思の尊重。客観的解釈を重視する立場は補充的契約解釈には消極的。
 - 2-3 慣習法による補充（92条）
 - ・法適用通則法3条＝慣習法、民法92条＝事実たる慣習とする見解が通説？
 - ・判例 P I 67（「塩釜ルール入」事件）
※契約成立の判定や契約解釈の基準となる（主として言語）慣習とは別
 - 2-4 任意規定による解釈と補充
 - 2-5 信義則・条理による補充一時には「意味の持ち込み」による修正的解釈となる
 - ・例文解釈や当事者の合理的意思による制限
判例 最判昭和43年3月15日民集22巻3号587頁（P II 333：一切の損害賠償請求権を放棄する和解契約中の条項の効力は後遺症には及ばない）
P I 68（大豆粕売買における「深川渡」の意味と信義則上の問い合わせ義務）
- ### 3 遺言の解釈の特殊性
- ・契約以上に真意の探求に重点が置かれる。
 - ・有効解釈の原則や補充的遺言解釈については、法定相続重視の考え方は否定的な態度をとる。

【意思主義と表示主義】(E116-117頁、佐52-54頁)

1 意思主義と表示主義の考え方と帰結

- ・意思主義－主観的解釈－意思を欠く表示は原則無効
 - ・表示主義－客観的解釈－意思を欠いても表示は原則有効
- 両者は実定法規定の中では折衷的に用いられている。

2 意思主義を支える原理

①意思原理、②自己決定原理

※②は、意思「ドグマ」批判に対して実質的契約自由やリベラリズムを強調する主張

3 表示主義を支える原理

①信賴原理(具体的信賴保護)、②取引安全の保護(抽象的信賴保護－制度的安定性)、③帰責原理

【民法の意思表示規定の概観】(E117頁表6-1、佐113頁)

- ・意思の不存在：心裡留保(93条)・通謀虚偽表示(94条)・錯誤(95条) ……一定の場合無効
- ・瑕疵ある意思表示：詐欺・強迫(96条) ……一応有効だが一定の場合取消可能

【心裡留保】(E117-118頁、佐114-116頁)

1 心裡留保とは

- ・表意者が表示行為に対応する効果意思がないことを知りながら相手にそれを告げずに行う意思表示

例 引留めを期待した辞表提出(雇用契約の解約申入れ)、戯れ言の贈与申込み、手切金支払の申込み

2 心裡留保の効果と立証責任

- ・原則 表示どおりの効果……相手方は法律行為の存在を主張立証すればよいだけ
- ・例外 無効。要件は、相手方の悪意もしくは過失(ある善意)……効果意思が欠けていたことと共に表意者に立証責任
- ・例外的に無効となる場合、相手方からの善意・無過失の目的物転得者を保護する明文規定はないので、192条・94条2項(類推)適用で救済(改正提案は第三者保護規定新設)

※心裡留保規定が適用される事例は少なく、代理権濫用の場合の類推適用が問題の中心→代理の個所ただし、効果意思の欠如が認められないという処理は実質的には適用と同じ

例 クレジットカードの名義貸し

また、大判昭和10年4月25日新聞3835号5頁=PⅡ1(カフェ丸玉事件)は自然債務の問題とされているが、93条の適用として処理することもできた事例

【通謀虚偽表示】(E118-120頁、佐117-143頁)

1 通謀虚偽表示とは

- ・相手方と通じて行う効果意思を欠く表示行為
- 典型例 差押えを免れるための仮装譲渡・登記名義移転の契約

2 虚偽表示の効果

- ・原則 当事者間では確定的無効(94条1項)→不当利得返還請求・移転登記抹消請求などが可能
←表意者に帰責性は高いが相手方は通謀しており要保護性に欠ける。
- ・例外 善意の第三者には無効主張不可(同条2項)
←帰責性の高い表意者が、第三者の虚偽の外観信賴を裏切るのは許されない。

3 94条をめぐる諸問題

3-1 「虚偽表示」要件に関連して

- ・虚偽表示=表示に対応する効果意思が欠けていること
 - ・表示とは異なる隠れた別の合意がある場合、それ自体は有効
- 例 ①賃貸借契約なのに売買契約を仮装 → 賃貸借契約自体は有効

民法第1部（民法総則＋親族）／民法の基礎

②贈与契約なのに売買契約を仮装 → 代金請求権はないが、この場合の所有権移転登記は贈与契約が有効である限り、所有権の帰属と一致して有効

- ・譲渡担保は担保目的ではあるが所有権移転（信託的譲渡）の意思があるため、虚偽表示ではない
- ・判例は単独行為にも広く虚偽表示を認める。

判例 最判昭和31年12月28日民集10巻12号1613頁（二重売買の場合の第一買主の転売契約の解除の意思表示。ただし傍論）

最判昭和42年6月22日民集21巻6号1479頁（相続人間での共有持分権の放棄の仮装）

最判昭和56年4月28日民集35巻3号696頁（財団法人設立のための寄附行為が関係者の通謀によっている場合、寄附行為名義人への出捐履行請求を否定。第1審は93条の類推適用だともしている）

3-2 「第三者」要件に関連して

Case 7-1 Xは本件土地を虚偽表示によってAに譲渡した。次の場合、善意のYは、94条2項で保護されるか。

- 1) Aが本件土地上に建物を建てて、それをYに賃貸した場合
- 2) Aが本件土地をYに転売したが、登記はAにあるか、Xに残存もしくはAから取り戻された場合

- ・第三者＝通謀虚偽表示の当事者やその包括承継人（相続人・合併会社）以外の者のうち、虚偽の外形に基づいて新たに法律上の利害関係を持つに至った者

例 ○目的物に物権を取得した者（PI 75：転抵当権）、差押債権者（PI 74）

×単なる債権者、借地上建物の仮装譲渡の場合の賃貸人＝土地所有者（PI 77）

※善意の第三者が抵当権を取得した場合、表意者は所有権を維持できるが抵当権の負担を受ける

※差押債権者が保護されるのは192条の公信保護を超える効果

☆仮装譲渡土地上の建物の賃借人は「第三者」か？（7-1 1）

否定説（最判昭和57年6月8日判時1049号36頁） ←間接的な利害関係者に過ぎない

肯定説 ←敷地利用権がなければ建物の利用もできなくなるため利害関係有

※建物譲渡も仮装であった場合には建物賃借人は保護されることに注意

☆不動産が目的物の場合、善意の第三者Yが本条で保護されるには登記を要するか。

- ・不要説が判例・通説。 **判例** 大判昭和10年5月31日民集14巻1220頁、PI 80

※2)でXに登記が残存する場合、Yの善意が認められるのは例外であることに注意

a) Xは無効を主張できない結果、輾轉譲渡の前々主であり177条の「第三者」でない。

b) 帰責性の強いXにはYが**権利保護資格要件としての登記**を持たないことの主張も許すべきでない。

※登記がXに戻ってしまった場合、AのXに対する登記請求権を代位行使する（423条参照）ことができないから、Yが登記を得るには、所有権に基づいて直接Xに対する登記請求を認めるほかないだろう。

3-3 「善意」要件に関連して

- ・虚偽表示であることを知らないこと＝虚偽の外観から効果意思の存在を信じたこと。
- ・利害関係を持った時点で善意であれば足りる。

判例 PI 75（転抵当権取得時には善意だった第三者が転抵当権を実行せず、原抵当権の被担保債権を差し押さえた場合、差押時に悪意であれば保護されない）。

☆善意の第三者に無過失（誤信の正当性・相当性・妥当性）まで必要か？

不要説（判例（PI 79）・通説） ←a) 文言、b) 表意者の帰責性の大きさ

必要説 ←a) 表見法理の一般原則、b) 表意者の帰責性との衡量

3-4 「対抗することができない」との効果に関連して

Case 7-2 AはBに虚偽の売買契約に基づいて甲不動産につき移転登記を行った。Bから善意のYが甲を譲り受けた。一方、Aが甲をXに売却したとすると、XとYはいかなる関係に立つか。

- ・対抗不能＝善意の第三者の意思に反して無効を主張できないこと

第三者側から譲歩して無効を認めることは可能。X A 当事者間では無効主張は可能→不当利得関係
☆善意の第三者と表意者からの転得者はいなかる関係に立つか？

対抗関係説 1 (判例・通説) **判例** 最判昭和42年10月31日民集21巻8号2232頁

: X と Y は対抗関係に立ち、いずれか先に登記を取得した方が勝つ。

= A を起点とする二重譲渡に類比して考える立場

対抗関係説 2 (高森)

: X は B と対抗関係に立ち、B が登記を得ている以上、X は B にも Y にも負ける。

94条趣旨適用説 (四宮)

: Y は保護すべき第三者、X は登記のない A から譲受していて要保護性が低い→X は Y には負ける。

Case 7-3 X は A に虚偽の売買契約に基づいて甲不動産につき移転登記を行った。A から B が甲を譲り受け移転登記を受け、さらに B が甲を Y に転売して移転登記を行った。

1) B 善意、Y 善意の場合、X は Y に甲の所有権を主張できるか。

2) 逆に B 善意、Y 善意の場合はどうか。

☆転得者は「第三者」か？

判例 (P I 81 : 94条2項類推適用の場合) ・通説

転得者も「第三者」として保護される。

← X の帰責性・Y の要保護性は典型事例と変わらない。

☆善意・悪意は相対的に判断されるのか？

※これ以外にも、失踪宣告の取消し (32条1項)、背信的悪意者 (177条)、詐害行為取消権 (424条) でも、同様の転得者問題が生じる。

絶対的構成説 (通説)

: B 善意の時点で X の失権は確定。

X の Y からの取戻しを認めると、Y → B の追奪担保責任 (561条。Y が悪意でも契約を解除して代金の返還を請求できる) が生じ、善意の B が保護されなくなる。むしろ、誰に対しても安心して譲渡できる地位を B に保護すべきである。

※絶対的構成説でも B が Y のわら人形の場合には例外とするものが多い。

相対的構成説

: Y は X との関係で保護に値しない。Y は B に対して信義則上追奪担保責任 (所有権を移転できなかった場合の売主の重い責任。560条以下) を追及できず、利得を得ている A の責任を追及すればよいから、B に迷惑はかからない。

(本設例では) 外観を信頼していない Y を保護する必要はない。

【参考文献】

幾代通「善意転得者保護制度における絶対的構成と相対的構成」『民法研究ノート』1頁 (有斐閣、1986年)